

庁舎等建設に関する協議会会則

(名称)

第1条 本会は、庁舎等建設に関する協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(組織)

第2条 協議会は次に掲げる者で構成する。

- (1) 市長、副市長、庁舎建設等担当部長、庁舎建設等担当課長、公共施設マネジメント担当課長、福社会館等担当課長、建築営繕課長その他市長が必要と認める市職員
- (2) 市議会議員

(座長及び副座長)

第3条 協議会に、座長を1人、副座長を2人置く。

- 2 座長及び副座長各1人は市議会議員から互選し、副座長1人は市の職員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、市長が招集し、主催する。

- 2 協議会は、原則公開とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、企画財政部庁舎等建設担当において処理する。

附 則

この会則は、令和4年4月28日から施行する。